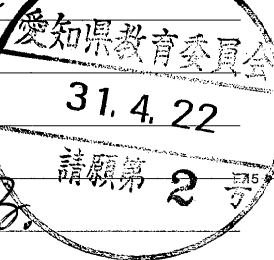


愛知県教育委員会 教育長様 2019年4月22日

我々32年度中の支援学校の空調設備設置および  
平成33年から県立全日制高校に県の予算で空調設備を  
設置していくの件(資料1)を、それぞれの設置  
時期を、1年以上は早めることを求める請願

行政を考える住民の会  
事務局 宮崎 邦彦



### 1. 請願の趣旨、理由、経過

1. 県立海高校の空調設置に関する件を知る。  
(資料1)

2. 教育委員会、および学校には、環境条件に注意  
あり(熱中症等)責は、があることは、あいちの学校安全  
222P14(教育委員会発行)にも記載されている。  
(資料2)

3. 酷暑、報道(資料3)にあるように前例して  
6月22日、設置を完了させることある豊田市の事例。

熱中症に対する対策(資料3)緊急課題である  
ことは、明らかに、環境省も「暑さ指数」を(資料4)

公表開始とある。

4、<sup>10</sup> 府庁のため、学校環境条件をととのえるのが  
教育行政(教育委員会)の責務であり、PTA等に  
お任せすることは、無責任との批判をうけることにも  
なり、<sup>5</sup> 教員等が起る前に空調設備をすく  
設置しおこなうことを求めるものである。

5、<sup>15</sup> 県内海高校のPTAによる空調設備設置  
(資料1)に関しは、生徒の人数減少により  
負担の軽減化ということで、白紙にされたと聞く。

6、<sup>20</sup> 府庁のため、前<sup>10</sup> [資料3] および、<sup>25</sup> 職3年度から  
へ設置(資料1)とあること、<sup>25</sup> 府庁のため、  
前例しによる空調設備の設置が可能であると  
いえるので、今回の請願にいたった。

## 2. 請願事項

1、<sup>30</sup> 空調設備、未設置<sup>10</sup> には、<sup>30</sup> ありかたに設置  
のため、予算<sup>10</sup> 措置等を県知事にすく<sup>10</sup> 求める  
こと。<sup>10</sup>

2. 空調設備のない学校において、  
設置されるまでの熱対策を特に注意  
すること。

3. 現在空調設備設置校の経費等  
については、予算(国費等)化していくこと  
をすること。

添付資料

資料 1. 我30年12月14日付  
請願

資料 2. ありの学校安全マニピ  
(一部)

資料 3. 酷暑 中日新聞 2018年  
12月25日

資料 4. 環境省暑指数 朝日新聞  
2019年4月19日  
(7頁)

口頭意見陳述希望

追加提出

資料 1

2019.1.24  
(押印控)

平成30年12月14日

愛知県教育委員会教育長 様

愛知県立内海高等学校に愛知県立内海高等学校PTAが空調設備を設置する過程において学校幹部とPTA役員幹部による不透明な事業者選定についての請願



住所

団体名

氏名

山本博信

## 1 請願の趣旨

愛知県立内海高等学校に、愛知県立内海高等学校PTAが空調設備を設置する過程で、学校幹部とPTA役員幹部による不透明な事業者選定を強行しようとしております。この結果、保護者に多大な負担を強いることとなります。

事業者選定においてPTA会員である保護者に不利益が無いように、透明性が確保された提案と説明がなされなければなりません。このことはPTA役員として当然の義務だと考えます。

しかし、現在の意志決定の過程において重大な虚偽をあたかも真実のように伝え、保護者にとって大切な説明をしない状況となっています。これを是正して頂きたいと請願いたします。

具体的な事例（問題点）は別紙で示します

## 2 請願項目

- (1) 愛知県立内海高等学校PTA会則第2条の目的にある、「学校と家庭との緊密な連携と積極的な協力をする」との趣旨を実現させる事。また、第3条の目的を達成する為に、第1項の「学校と家庭の連携を密にし生徒の教育上の諸問題を連絡協議する」との規定に従って、保護者に対し、透明性が確保された提案及び十分な説明を全保護者にする事。
- (2) 保護者へのアンケートを、変更した内容に基づき改めて実施する事。
- (3) この事業において、各社から見積もりを徴収する、又は、競争入札とし、請負業者決定に関し透明性を確保し、保護者の不利益とならないようにする事。
- (4) 15年のリース料約6370万円及び電気料金を含めると約8000万円余の事業となります。このような大きな金額を伴う事業について、保護者が総会において真実に基づいた説明を受ける事と会員として総会で表決をする権利を行使できるようにする事。
- (5) 学校幹部はこの事業に関する情報を保護者に漏れなく提供する事。
- (6) 学校幹部は虚偽の説明をしない事。

以上

## 具体的な事例(問題点)

### ① 説明を拒否

ある企業に同じ条件で見積をとったら、1764万円で工事できる、との回答。

P T Aが予定する業者は15年リースで6370万円を支払う事になります。

保護者は単純計算でも約3倍以上の負担となります。

今まで交渉にあっていた学校幹部にこの法外な金額の根拠について説明を求めましたが応じてもらえませんでした。事業者の提案を鵜呑みにするだけで保護者の立場に立っていません。学校幹部とP T A役員幹部は説明する責任を果たしておりません。これは保護者が自らの利益や信条に基づき自由な選択権を行使させない不当なやり方です。

### ② 虚偽の説明

学校幹部に同じ設備を取り付けるなら費用の安い方が良いと申し上げたら、内海高校の土地建物の所有者は愛知県である。工事施工者は実績のある業者しかダメだと言う。愛知県教育委員会の財務施設課の清水様に面談し、このような決まりがあるのか確認してみました。「そのような決まりはありません」

「P T Aが決めた業者なら県は認めます」とのお答え。

なぜ、有りもしない規則を掲げ、特定の業者と契約しようとするのでしょうか。保護者の利益に反します。学校幹部の虚偽は許されません。

### ③ 教育委員会の事業の予定について調査した上で保護者に報告すべき

愛知県教育委員会の財務施設課の清水様によると平成32年度中に支援学校の空調設備設置が完了するので、「平成33年度から県立全日制高校に県の予算で空調設備を設置していきます」とのお話し。

県の予算で設備を設置してくれたら、保護者の負担を大幅に少なくできます。なぜ、学校及びP T Aの幹部はこういう重大な情報を保護者に知らせないのでしょうか。保護者に選択の余地を与えないやり方は、会則に決められた「緊密な連携をとる」との規定に違反します。保護者の選択権を奪うもので保護者の利益に反します

### ④ 契約当事者である保護者が契約内容についての説明を事業者から受けられない

11月9日にやっと学校から送られてきた業者の契約書を見る。

そこには契約解除の規定があり、その一つに内海高校が廃校になった場合には残ったリース料を一括で支払わなくてはならない規定があります。先の役員会でも内海高校事務長さんから、「もし内海高校が廃校になった場合は残りのリース料を一括して支払わなくてはならない決まりになっている」との説明。

例えば、10年後に廃校になった場合約2100万円のリース料を一括して払わなければなりません。保護者に全く責任のない廃校という教育委員会の決定に対し、保護者がその責を負う事になります。どのような責任の取り方になるのかわかりません。

業者に尋ねても居留守を使われ全く連絡が取れません。

契約当事者として説明を受ける機会が奪われています。

(12月19日に業者からの説明の機会があるとの連絡を一昨日受けましたが、その場で事業の賛否を採るようです。事業者の説明に対する検討時間を与えないやり方です。)

⑤ 保護者への意向をくむアンケートの前提が崩れているにも関わらず、その結果をもって保護者からの支持を得ているという強弁

☆7月の役員会では18教室に空調機を設置し、「将来にわたり負担額1700円を維持できる」との説明でアンケートを実施した。

☆アンケートの結果はほぼ100%の方が可とするものでした。

☆10月の役員会で、平成31年から消費税が上がる事と生徒が少なくなる可能性があるので、「将来にわたり負担額を1700円を維持する」為に条件が変更されました。

在校生徒最少人数を270人から240人へ変更。

設置する教室を18教室から16教室と変更されました。

☆12月4日に私が学校幹部と面談した折、「愛知県人口統計調査によれば在校生徒最少人数は240人を割る可能性が非常に大きい。それでも1700円が維持できますか」との問いに、「その時は保護者の負担額を値上げします」との回答でした。

★アンケートを実施した時の前提条件である、「空調機を18教室に設置し将来にわたり1700円を維持する」との約束は反故にされました。

しかし、変更前の前提条件による保護者の意向をもとに正当性を主張しているが、現在では虚偽の説明の上に立った保護者の意向結果となっています。

改めて真実に基づいた説明をしアンケートを実施すべきです。

今現在でも保護者は15年間値上げがないと認識しています。

⑥ 説明義務を果たしていない

私はこれらの疑問点について保護者全員に理解し納得して頂くために総会を開き、そこで十分に説明をしていただき、疑問点に十分に答えていただいた上で、重大な事案なので総会で決議して頂きたいとの申入書を提出いたしましたが無視されました。

保護者に大きな負担をお願いしなければならない契約を、ことさら毎月の1700円の負担額のみを保護者に説明し、大切な契約内容について説明する事なく、ごく一部のPTA役員は1月19日の役員会で決定してしまおうと強行する構えであります。

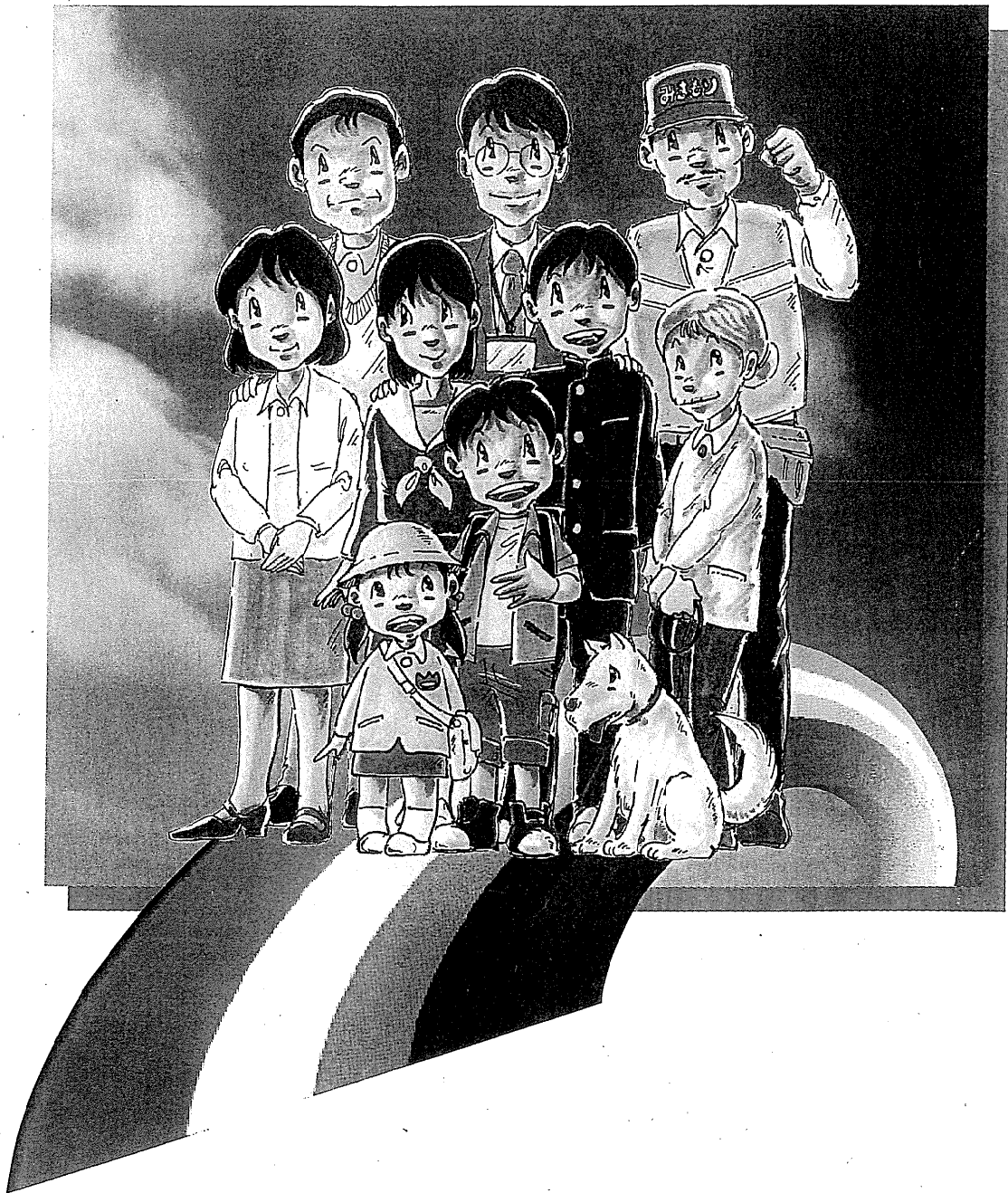
これは保護者の側に立っていません。事業者側に立っています。このままでは保護者は大きな不利益を受ける可能性があります。

これはPTA役員幹部による保護者に対する大きな裏切り行為です。

資料2

# あいちの 学校安全マニュアル

子どもの安全と安心のために



愛知県教育委員会

## 熱中症事故防止対策

熱中症とは、高温環境の下、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻したりするなどして発症する障害の総称である。場合によっては、死に至る可能性があるが、適切な方法で予防することができる。また、万一、発症した場合においても、適切な応急処置によって救命することができる。

### 1 児童生徒等の健康状態や個人差に配慮

- ・常に健康観察を行い、児童生徒等の健康管理に留意する。
- ・児童生徒等の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握するように努め、異状がみられたら、速やかに必要な措置（水分補給、休憩）をとる。
- ・児童生徒等が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせない。

### 2 環境条件に注意（「熱中症予防のための運動指針」参照）

- ・暑い季節の運動や作業は、なるべく涼しい時間帯に行う。
- ・運動や作業が長時間に渡る場合は、こまめに休憩をとる。

### 3 こまめに水分を補給

- ・一人一人の状態に応じて、こまめに水分を補給する。  
（0.2%程度の食塩水や市販のスポーツドリンクなどが有効）

### 4 暑さに慣らす

- ・暑さに慣れるまでは、短時間の軽めの運動から始め徐々に暑さに慣らす。
- ・試験休みや病気の後、しばらく運動をしなかったとき、合宿の初日などは特に注意する。

### 5 できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける。

- ・軽装にして、吸湿性や通気性のよい素材の服装を心がける。
- ・直射日光に当たる場合は、帽子を着用し、暑さを防ぐ。
- ・防具を着けるスポーツでは、休憩中に防具を緩め、暑さを逃がす。

### 6 屋内や運動時以外も注意

- ・湿度の高いとき、室内で多くの児童生徒等が密集しているときなどは要注意。

### 7 熱中症について啓発

- ・日ごろから児童生徒等に熱中症についての知識・予防等について啓発する。



〈参考〉運動に関する指針 日本体育協会(1994) 熱中症予防のための運動指針より

気温	WBGT 温度	熱中症予防のための運動指針	
35℃ 以上	31度 以上	運動は 原則中止	特別の場合以外は、運動を中止する。
31～ 35℃	28～ 31度	嚴重警戒	熱中症の危険が高いので、激しい運動や熱負担の大きい運動は避ける。 運動をする場合には、積極的な休憩と水分補給を行う。 体力が低い者や暑さに慣れていない者は運動を中止する。
28～ 31℃	25～ 28度	警 戒	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり、水分を補給する。 激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。
24～ 28℃	21～ 25度	注 意	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意し、運動の合間に積極的に水分を補給する。
24℃ まで	21度 まで	ほぼ安全	通常は、熱中症の危険は小さいが、適宜水分の補給は必要である。 マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生する場合がある。

WBGT(湿球黒球温度)とは、人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標で、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を使って計算する。

※WBGT(湿球黒球温度)の算出方法

屋外:WBGT =  $0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

屋内:WBGT =  $0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

【参考】

環境省熱中症予防サイト

<http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>

〈参考〉熱中症の応急措置



「熱中症を予防しよう -知って防ごう熱中症- (日本スポーツ振興センター)」

愛知県教育委員会 教育長様

2019年4月26日

請願 訂正の申立

行政を考える住民の会  
事務局 宮崎 邦彦

2019年4月22日付 提出について

次の通り訂正をします。

1. 設置<sup>(誤)</sup>いくとの件  
(上段3行目)

(正)  
設置していくとの件

2. 3枚目 上段2行目  
(誤) 熱対策

(正) 暑さ対策

